



住まいの耐震性は大丈夫ですか？

地震に備えて、耐震診断を！

まずは無料の耐震診断を受けましょう！



近年発生している大きな地震では、古い木造住宅等が倒壊し、尊い命が犠牲となる事例が増えています。地震による犠牲者の多くは、建物の倒壊による「圧死・窒息死」です。

ご自身およびご家族の「身体・生命・財産」を守るため、住まいの耐震性は極めて重要です。住まいの耐震化についても一度お考えください。

市は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）で建てられた木造住宅の耐震診断を行うことで、住まいの耐震性の把握と耐震化を促し、安心して暮らせる住環境づくりを推進します。

安中市木造住宅耐震診断事業

市では無料で耐震診断者を派遣し、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

※市から委託した（一社）群馬県建築士事務所協会に登録された建築士の資格を持つ木造住宅耐震診断調査資格者が診断を行います。

○対象住宅…次の条件を全て満たした住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅
（住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅）
- ②平屋建てまたは2階建て
- ③在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅

○対象者…次の条件を全て満たした個人

- ①対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に登録されている住所としている人
- ②市税を滞納していない人
- ③対象住宅を所有し、かつ居住している人

○募集戸数…10戸

○診断費用…無料（ただし、診断者の交通費として一律1,000円を自己負担）

- ・診断に必要な建物図面がない場合は、図面作成費用が別途かかる場合があります。
- ・自己負担金は診断者に直接お支払いいただきます。

○申込み期限…令和7年9月5日（金）

○用意するもの

- ・印鑑
- ・対象住宅の建てられた当時の資料（確認通知書、公庫設計審査申請書、平面図等）

○提出書類

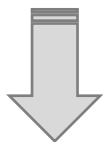
- ①申請書（要綱：様式第1号）
- ②付近見取図（住宅地図等）
- ③対象住宅の資料（図面等）

問い合わせ・申込み先

安中市役所・本庁1階 建築住宅課 指導係 ☎027-382-1111（内線1257）

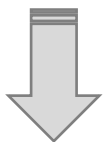
耐震診断の流れ

①耐震診断の相談



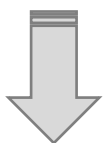
- 安中市役所・本庁1階 建築住宅課の窓口で行います。
- 相談建物が要件に該当しているかご相談ください。

②耐震診断の申込み



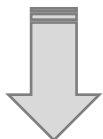
- 相談の結果、対象となる場合で耐震診断を希望される方は、「木造住宅耐震診断者派遣申請書」に提出書類を添えて、建築住宅課窓口へ申込みをしてください。

③耐震診断の通知



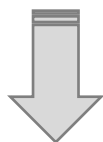
- 申請書の内容を審査し、市から通知します。
耐震診断できる場合 … 「木造住宅耐震診断者派遣適合通知書」
耐震診断できない場合 … 「木造住宅耐震診断者派遣不適合通知書」

④耐震診断の依頼



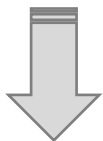
- 市が委託した（一社）群馬県建築士事務所協会から耐震診断者を派遣します。
- 耐震診断者より電話にて現地調査の日程調整をさせていただきます。

⑤耐震診断の実施



- 申請者立会いのもと、耐震診断（現地調査）を行います。
- 耐震診断者に直接、交通費（一律1,000円）をお支払いください。
- 図面作成費用が発生した場合には、耐震診断者に直接お支払いください。

⑥耐震診断の結果報告



- 耐震診断者の診断結果を審査し、市から「木造住宅耐震診断実施結果報告書」を通知します。

⑦終了

- 耐震診断の結果、倒壊する可能性があるまたは倒壊の可能性が高いと判定された場合は、耐震改修をご検討ください。



《 地震に強いまちづくりをめざして 》